

### 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

目	次
---	---

### 告示 ○歳入の徴収の事務の委託(地域・離島課) ○歳入の収納の事務の委託(地域・離島課) ○家畜の予防検査の実施(畜産課) ○家畜の予防注射及び予防薬浴の実施(畜産課) ③県営土地改良事業に係る換地計画の決定(村づくり計画課) 4 ○都市計画事業の変更の認可(道路街路課) 4 ○県道の供用の開始(道路管理課) 公告 ○補正予算の公表(財政課) ○建設業者の許可の取消し(技術・建設業課) 海区漁業調整委員会事項 ○漁業法に基づく指示事項・4件 仅用委員会事項 ○公示送達 18

### 告示

### 沖縄県告示第153号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を 委託した。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 委託した徴収事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
  - (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成30年2月26日から平成31年2月25日まで

### 沖縄県告示第154号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を 委託した。

平成30年3月20日

- 1 委託した収納事務 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金、遅延利息及び繰上償還金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
- (1) 名称 一般財団法人地域総合整備財団
- (2) 所在地 東京都千代田区麹町四丁目8番1号
- 3 委託期間 平成30年2月26日から平成31年2月25日まで

### 沖縄県告示第155号

家畜伝染病予防法 (昭和26年法律第166号) 第5条第1項の規定により、家畜又はその死体の所有者に対し、次のとおり家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずる。

平成30年3月20日

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防し、又はその発生を予察するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
牛流行熱、イバラキ病、ア カバネ病、チュウザン病及 びアイノウイルス感染症	4	主として未越夏牛
口蹄疫	牛、めん羊、山 羊及び豚	全ての牛、めん羊、山羊及び豚
ブルセラ病	牛及び豚	(1) 種付けの用に供する雄牛及び豚 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
結核病	牛及び山羊	(1) 種付けの用に供する雄牛及び体内受精卵の採取に供する牛 (2) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛 (3) 搾乳の用に供する雌山羊及びこれらの山羊と同一施 設内で飼育している山羊
ヨーネ病	牛	<ul><li>(1) 搾乳の用に供する雌牛及びこれらの牛と同一施設内で飼育している牛</li><li>(2) 前年度及び前々年度の県外導入牛</li><li>(3) 所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛</li></ul>
伝達性海綿状脳症	牛、めん羊及び 山羊	(1) 牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70 号)第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただ し、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。 (2) 12か月齢以上の死亡しためん羊及び山羊又は所轄家 畜保健衛生所長が必要と認めためん羊及び山羊
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
牛白血病	牛	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた牛
馬伝染性貧血	馬	主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた馬
豚コレラ	豚	主として子豚及び繁殖豚
オーエスキー病	豚及びいのしし	主として県外導入豚及び繁殖豚又は所轄家畜保健衛生所 長が必要と認めた豚及びいのしし
ニューカッスル病	鶏	主として採卵鶏、肉用鶏及び種鶏
高病原性鳥インフルエンザ		主として所轄家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう及びほろほろ鳥
家きんサルモネラ感染症	鶏	種鶏及び種鶏候補群
腐蛆病	みつばち	みつばち

- 4 期日及び場所
  - (1) 期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の 市町村ごとに定める日
  - (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 検査の方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防疫員が実施することとする。

疾病名	方法
牛流行熱、イバラキ病、ア カバネ病、チュウザン病及 びアイノウイルス感染症	中和試験法及びウイルス分離試験法
口蹄疫	臨床検査
ブルセラ病	凝集反応検査 (急速凝集反応法及び試験管凝集反応法) 及びエライザ法
結核病	ツベルクリン検査 (皮内注射法及び皮下注射法)
ヨーネ病	スクリーニング法、エライザ法、ヨーニン検査、遺伝子検査及び細菌検 査
伝達性海綿状脳症	エライザ法、ウエスタンブロット法、免疫組織化学的検査、疫学的検査 及び臨床検査
ピロプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
アナプラズマ病	血液検査及び遺伝子検査
牛白血病	エライザ法及び間接赤血球凝集反応
馬伝染性貧血	寒天ゲル内沈降反応検査
豚コレラ	中和試験法及びエライザ法
オーエスキー病	ラテックス凝集反応法、エライザ法、中和試験法及び臨床検査
ニューカッスル病	HI試験法、発育鶏卵法、鶏胚平均死亡時間及び遺伝子検査
高病原性鳥インフルエンザ	簡易抗原検査、遺伝子検査、エライザ法、寒天ゲル内沈降反応検査、H I 試験法及び発育鶏卵法
家きんサルモネラ感染症	血清平板凝集反応法
腐蛆病	臨床検査及び細菌検査

### 沖縄県告示第156号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、次のとおり家畜について家畜防疫員の注射又は薬浴を受けるべき旨を命じる。

平成30年3月20日

- 1 実施の目的 監視伝染病の発生を予防するため
- 2 実施する区域 県一円
- 3 対象となる家畜の種類及び範囲

	疾病名	家畜の種類	家畜の範囲
	牛流行熱及びイバラキ病	牛	主として搾乳の用に供する雌牛
Γ			

アカバネ病、チュウザン病 及びアイノウイルス感染症	牛	主として未経産牛
ピロプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛及び県外導入牛
アナプラズマ病	牛	主として八重山地域の放牧牛
ニューカッスル病	鶏	主として種鶏及び採卵鶏

### 4 期日及び場所

- (1) 期日 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間内で、家畜保健衛生所長が管轄する区域の 市町村ごとに定める日
- (2) 場所 家畜保健衛生所長が管轄する区域の市町村ごとに定める場所
- 5 注射又は薬浴の別及びその方法 家畜保健衛生所の実施計画に基づき、次の表に示す方法により家畜防 疫員が実施することとし、注射についてはそれぞれの予防液の使用書に基づき実施する。

疾病名	注射又は薬浴 の別	方法
牛流行熱及びイバラキ病	注射	牛流行熱・イバラキ病混合不活化予防液
アカバネ病、チュウザン病 及びアイノウイルス感染症	注射	牛異常産三種混合(アカバネ病、チュウザン病及びアイ ノウイルス感染症)不活化予防液
アカバネ病	注射	アカバネ病(生)予防液
ピロプラズマ病	薬浴	プアオン法
アナプラズマ病	薬浴	プアオン法
ニューカッスル病	注射	ニューカッスル病(不活化)予防液

### 沖縄県告示第157号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により、宮古島市長南地区県営農地整備事業に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年3月22日から同年4月18日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る換地計画(以下「換地計画」という。)の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。

また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと(審査請求を した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6か月以 内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

### 沖縄県告示第158号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第1項の規定により、平成28年沖縄県告示第345号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成30年3月20日

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・具9号安慶名田場線
- 3 事業施行期間 平成28年6月17日から平成35年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成28年沖縄県告示第345号の事業地のうち、うるま市字田場河具原及び金座原地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更

### 沖縄県告示第159号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成30年3月20日から同年4月2日まで一般の縦覧に供する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 浦添西原線
- 2 供用開始の区間 浦添市字城間1966番 2 から浦添市字城間2129番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月31日

公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、平成30年3月7日県議会の議決を経た補正予算の要領を別冊のとおり公表する。

平成30年3月20日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年3月20日

- 1(1) 処分をした年月日 平成30年2月19日
  - (2) 商号名 株式会社太陽ホーム
  - (3) 代表者名 神里陽太
  - (4) 所在地 金武町字金武4306番地2
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第12818号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成30年2月19日
  - (2) 商号名 有限会社三八五ペイント工業
  - (3) 代表者名 神谷嘉勝
  - (4) 所在地 南風原町字大名340番地4
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第6568号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月9日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及びとび・ 土工工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 商号名 栄和産業
  - (3) 代表者名 呉屋栄二
  - (4) 所在地 浦添市西原六丁目2番10号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24) 第9413号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ 工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 商号名 トーラス株式会社
  - (3) 代表者名 福地博之
  - (4) 所在地 那覇市天久762番地14クリアスビル5-A
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第12496号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 商号名 大永建設株式会社
  - (3) 代表者名 大城律也
  - (4) 所在地 浦添市伊祖一丁目33番1号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第61号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 商号名 株式会社ファンスタイルエスディー
  - (3) 代表者名 城間和浩
  - (4) 所在地 那覇市泊1丁目2番3号3階
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-25) 第10492号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した 旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年2月26日
  - (2) 商号名 沖縄シャーリング株式会社
  - (3) 代表者名 玉城秀德
  - (4) 所在地 浦添市勢理客四丁目21番12号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第11027号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、左官工事業、屋根工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年3月1日
  - (2) 商号名 松島電気工事
  - (3) 代表者名 松島良成
  - (4) 所在地 浦添市屋富祖二丁目25番14号102号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25) 第12421号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成30年3月5日
  - (2) 商号名 有限会社オリエント圧接工業
  - (3) 代表者名 下門末廣
  - (4) 所在地 糸満市字潮平729番地1
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-25) 第8463号
  - (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業の一般建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成30年3月5日
  - (2) 商号名 有限会社オキヒロ
  - (3) 代表者名 知名正博
  - (4) 所在地 那覇市壺屋2丁目1番27号
  - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第9049号
  - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
  - (7) 処分の原因となった事実 平成30年2月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

### 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号

沖縄海区における浮魚礁(中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。)の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金 城 明 律

(自主調整協議会の設置)

第1 沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会(以下「協議会」という。)を置く。

関係地区	協議会の名称
沖縄本島北西地区	第1ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島南西地区	第2ブロック浮魚礁自主調整協議会
沖縄本島東地区	第3ブロック浮魚礁自主調整協議会
先島地区	第4ブロック浮魚礁自主調整協議会
大東諸島地区	第5ブロック浮魚礁自主調整協議会

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿(以下「名簿」という。)のとおりとする。

(協議会への加入)

- 第2 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件(以下「加入資格」という。)の全てを満たしている者でなければ加入することができない。
  - (1) 法人格を有する団体であること。
  - (2) 20以上の事業者又は個人(以下「構成員」という。)により組織され、構成員が特定できる者である

こと。

- (3) 構成員の出資金額、口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規程により民主的な運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、事業の目的を達成することが著しく困難な者でないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。
- 2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認(以下「資格確認」という。)を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。
  - (1) 法人格を有する団体であることを証する書類
  - (2) 構成員を明らかにする名簿
  - (3) 組織の民主的な運営が確保されていることを明らかにする書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が資格確認をするために必要と認める書類
- 3 委員会は、資格確認をするときは、協議会その他関係者の意見を聞くことができる。
- 4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を協議会に加入しようとする者に通知するとともに、その者を名簿に登録するものとする。
- 5 委員会は、協議会に加入した者が、第1項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったとき は、名簿から削除するものとする。

(共同申請)

- 第3 この指示の第4から第14までに規定する事項について二者以上で共同して申請しようとするときは、 そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届(第2号様式)を委員会に提出しなければならない。
- 2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

(敷設の承認等)

- 第4 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届(第4号様式)及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。
  - (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者(沖縄県を除く。) と協議が調ったことを証する協議書(第5号様式)
  - (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
  - (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類
- 2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成31年3月31日までとする。
- 3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造で、かつ、同一の協議位置(第1項第1号により協議を調えた位置。以下同じ。)に浮魚礁を敷設する場合に限り、協議書を省略することができる。
  - (1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成31年3月31日までに敷設するとき。
  - (2) 第9の第2項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成30年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成31年3月31日までに敷設するとき。
  - (3) 平成29年11月1日から平成30年3月31日までに流失を確認し、平成30年6月30日までに敷設するとき。
- 4 委員会は、第1項の承認(以下「敷設承認」という。)をしたときは、浮魚礁敷設承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付するものとする。

(承認の制限、条件等)

- 第5 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
- 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障を来すおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするに当たっては制限若しくは条件を付すことができる。

(浮魚礁の敷設)

第6 浮魚礁を敷設した者(以下「敷設者」という。)は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届(第6号様

式)を委員会に提出しなければならない。

(浮魚礁の管理)

第7 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶の航行安全のため、浮魚礁(中層型浮魚礁を除く。)に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。

(浮魚礁の流失)

第8 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届(第7号様式)を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。

(敷設の再承認)

- 第9 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者(以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。)は、平成30年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書(第3号様式)を委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、第7の規定を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
- 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度又は経度のいずれか若しくはその両方が協議位置から2 分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置を協議位置として、協議書(第5号様式)を 添付しなければならない。

(敷設承認期間の延長)

第10 平成29年沖縄海区漁業調整委員会指示29第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁については、 敷設承認期間を平成30年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。

(敷設の特例)

第11 浮魚礁を敷設する者は、平成29年11月から平成30年3月までに開催された委員会において敷設承認を受けたものを敷設する場合には、平成30年6月30日までに敷設しなければならない。

(承認の取消し)

- 第12 次に掲げるもののうち、敷設承認 (再承認を含む。) を受けた者がいずれかに該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。
  - (1) 敷設承認の日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
  - (2) 流失を確認した日から平成31年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
  - (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。

(違反に対する措置)

第13 委員会は、第4の第1項、第9の第1項又は第11の規定に違反して敷設されている浮魚礁について は、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じる ことができる。

(浮魚礁の利用)

- 第14 浮魚礁を利用する者(以下「利用者」という。)は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、 又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 第1項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者 に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者 は、承認旗等設定届(第8号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

第15 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

**第 1 号様式** (第 2 関係)

加入資格確認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

下記のとおり第 ブロック浮魚礁自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号に基づき加入資格の確認を申請します。

記

1 法人の種類及び根拠法令:2 構成人員の事業種類 :

3 添付書類 :

### 第2号様式 (第3関係)

代表者選定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。

記

共同申請名称:

代表者 : 所在地

名称

(代表者氏名)

### 第3号様式 (第4及び第9関係)

浮魚礁敷設承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示30第1号に基づき申請します。

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称

2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置:北緯 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)

3 浮魚礁の種類 :

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号 : 沖調U30第 号

2 承認期間 : 年 月 日から 年 月 日まで

3 制限又は条件:

(1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。

- (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
- (3) 承認証の内容又は承認の制限若しくは条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長

第4号様式(第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地 名称

(代表者氏名) 印

印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :

2 敷設した位置 : 北緯 東経

3 共同漁業権の番号:共同第 号

4 浮魚礁の種類 :

5 敷設した日 : 年 月 日

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
  - 2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4及び第9関係)

協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会

所在地

名称

(代表者氏名)

印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚

礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

浮魚礁の名称	敷設位置	(世界測地系)	種類	協議理由
	北緯	東経		

### 第6号様式(第6関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

囙

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :

2 敷設した日: 年 月 日3 敷設した位置: 北緯

4 GPSの測地系の種類:

5敷設した位置の水深 :m6敷設したロープの長さ:m

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
  - 2 以下の写真を添付すること。
    - (1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真
    - (2) 敷設後に撮影したGPS画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

### 第7号様式 (第8関係)

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地 名称

(代表者氏名)

印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称

2 流失を確認した日 :

年 月 日

3 敷設した位置

: 北緯

東経

4 回収の有無 :

5 流失の原因と今後の対応:

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
  - 2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。
- 3 この浮魚礁流失届には、第8の規定により海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

### 第8号様式(第14関係)

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地

名称

(代表者氏名)

印

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の形状を示すこと。

### 沖縄海区漁業調整委員会指示30第2号

沖縄島北部並びに伊平屋島及び伊是名島水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金 城 明 律

(指示の内容)

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、全長40センチメートル未満のスジアラ及び全長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

### (対象区域)

- 第2 共同漁業権第1号から第6号までの区域(次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次結んだ線並びにツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ及びツで囲まれた区域と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照)
  - ア 北緯26度25.328分、東経127度44.518分
  - イ 北緯26度27.116分、東経127度44.075分
  - ウ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
  - 工 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
  - 才 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
  - カ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分
  - キ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
  - ク 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
  - ケ 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
  - コ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
  - サ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分

  - シ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
  - ス 北緯26度53.161分、東経128度17.985分
  - セ 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
  - ソ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
  - タ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
  - チ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分
  - ツ 北緯26度52.170分、東経127度55.711分
  - テ 北緯26度53.503分、東経127度53.614分
  - ト 北緯26度58.702分、東経127度52.015分
  - ナ 北緯27度06.638分、東経128度00.338分
  - 二 北緯27度07.263分、東経128度03.070分
  - ヌ 北緯26度54.047分、東経127度58.337分

### (指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

### 

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号

沖縄海区におけるイセエビ類及びセミエビ類の採捕について、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金 城 明 律

(定義)

- 第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。
  - (1) 「イセエビ類」とは、十脚目イセエビ下目イセエビ科のカノコイセエビ (ネッタイイセエビを含む。)、アマミイセエビ、シマイセエビ、ゴシキエビ、ニシキエビ及びケブカイセエビをいう。
  - (2) 「セミエビ類」とは、十脚目イセエビ下目セミエビ科のセミエビ及びコブセミエビをいう。 (採捕の制限)
- 第2 抱卵したセミエビ類を採捕してはならない。

(体長の制限)

第3 体長20センチメートル以下のイセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。

(採捕禁止期間)

第4 4月1日から7月31日までの間、イセエビ類及びセミエビ類を採捕してはならない。 (試験研究等の適用除外)

- 第5 第2から第4までの規定は、次に掲げる目的のため沖縄海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた者が行う採捕については、適用しない。
  - (1) 試験研究の用に供する場合
  - (2) 委員会が特に必要と認める場合

(承認申請)

第6 第5の承認を受けようとする者は、イセエビ類(セミエビ類)採捕承認申請書(第1号様式)を委員 会に提出しなければならない。

(承認内容の変更)

第7 第5の承認を受けた者(以下「承認を受けた者」という。)が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめイセエビ類(セミエビ類)採捕承認内容変更申請書(第2号様式)を委員会に提出し、委員会の承認を受けなければならない。

(承認証の交付)

第8 委員会は、第5若しくは第7の規定によりイセエビ類、セミエビ類の採捕の承認をしたとき、又は第 10の規定により申請があったときは、イセエビ類(セミエビ類)採捕承認証(第3号様式。以下「承認証」という。)を交付する。

(承認の条件)

- 第9 委員会は、第5又は第7の規定による承認をするに当たり、制限又は条件を付すことができる。 (承認証の再交付)
- 第10 承認を受けた者が、承認証を亡失し、若しくは毀損し、又は承認を受けた者の住所に変更があったときは、遅滞なくイセエビ類(セミエビ類)採捕承認証再交付申請書(第4号様式)を委員会に提出しなければならない。

(承認者の禁止事項)

第11 承認を受けた者は、承認証に記載された事項に違反して採捕してはならない。

(承認証の携帯)

第12 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕を行うときは、承認証を自ら携帯し、又は採捕責任者に携帯 させなければならない。

(報告書の提出)

第13 承認を受けた者は、当該承認に係る採捕の終了後遅滞なく、イセエビ類(セミエビ類)採捕報告書 (第5号様式)を委員会に提出しなければならない。

(指示の有効期間)

- 第14 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。
- 第1号様式(第6関係)

イセエビ類(セミエビ類)採捕承認申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名 印

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づき、イセエビ類(セミエビ類)の採捕の承認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕するイセエビ類(セミエビ類)の種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 主な採捕の方法
- 5 採捕に従事(委託)する者の住所及び氏名
- 6 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号:
  - (3) 総トン数
- (4) 所有者氏名 :
- 7 用途
- 8 計画内容

### 第2号様式(第7関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕承認内容変更申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

囙

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類(セミエビ類)の採捕の承認について、 承認の内容を変更したいので下記のとおり申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 変更理由
- 3 変更事項

項目	変更前	変更後

### 第3号様式(第8関係)

承認番号 沖調 I 第 号

イセエビ類(セミエビ類)採捕承認証

住所

氏名

- 1 採捕するイセエビ類(セミエビ類)の種類及び数量
- 2 採捕区域
- 3 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 採捕に従事(委託)する者の住所及び氏名

- 5 使用する船舶
  - (1) 船名
  - (2) 漁船登録番号:
  - (3) 総トン数
- 6 承認期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 制限又は条件

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会

会長

### 第4号様式 (第10関係)

イセエビ類(セミエビ類)採捕承認証再交付申請書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類(セミエビ類)の採捕の承認について、 下記の理由により承認証の再交付を申請します。

記

- 1 承認番号
- 2 亡失若しくは毀損又は住所を変更した年月日
  - 年 月 日
- 3 亡失若しくは毀損又は住所を変更した理由

### 第5号様式(第13関係)

イセエビ類 (セミエビ類) 採捕報告書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

住所

氏名

印

沖縄海区漁業調整委員会指示30第3号に基づくイセエビ類(セミエビ類)の採捕の承認について、 採捕状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 承認番号
- 2 採捕期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 主な採捕場所
- 4 主な採捕方法
- 5 採捕状況 別紙のとおり

(試験研究等の採捕については、試験研究結果報告書を添付すること。)

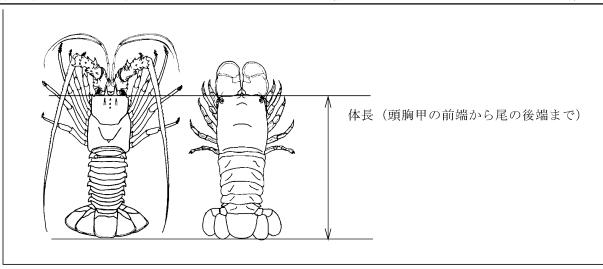
### 別紙(第5号様式関係)

イセエビ類(セミエビ類)の採捕状況 氏名(

)

採捕日		イセエビ類(セミエビ類)の種類	大きさ	重さ
月	日		cm	kg

※大きさ欄には、体長(下図参照)を記入すること。



### 沖縄海区漁業調整委員会指示30第4号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成30年3月20日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 金 城 明 律

(定義)

第1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う 釣漁法をいう。

(保護区の設定)

第2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

保護区	区域	保護期間
イチャビラー	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分	7月1日から9月30日まで
北タイキュウソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分	5月1日から11月30日まで
水納北	地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域(世界測地系)地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分	1月1日から6月30日まで

	地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分	
第2多良間堆	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分	4月1日から3月31日まで
沖ノ中ノソネ	地点A、地点B、地点C、地点D及び地点A を順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分 地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分	3月1日から7月31日まで

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までとする。

### 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第3号

使用しようとする土地 名護市字辺野古長崎原547番

土地所有者 島袋マリ子 住所及び居所不明

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)第14条第1項の規定において適用する土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号、沖縄県土木建築部用地課内)において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法に基づく使用裁決申請等事件(キャンプ・シュワブ)に係る平成30年3月8日付けの裁決書

(注意)上記書類を受領しないときは、平成30年4月10日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年3月20日

沖縄県収用委員会

 発
 行
 所

 沖
 縄
 県
 総
 務
 部

 総務私学課

 電話番号
 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号





定期発行日 毎週火・金曜日

当日が県の休日に 当たるときは休刊とする。

### 補正予算の要領

### 平成29年度沖縄県一般会計補正予算(第5号)

平成29年度沖縄県一般会計の補正予算 (第5号) は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に454,749千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ744,290,591千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

松	第 1 表 歲 入 歲	出予算補	出	
操	西	補正前の額	補正額	111111111111111111111111111111111111111
		#	田井	十円
1 県 税		119,051,000	5,528,001	124,579,001
	1 県 民 税	40,674,000	1,451,891	42,125,891
	2 事 業 税	24,947,000	1,668,367	26,615,367
	3地方消費税	24,112,000	466,330	24,578,330
	4 不動産取得税	3,825,000	668,544	4,493,544
	5 県 た ば こ 税	1,830,000	$\triangle$ 38,341	1,791,659
	6 ゴルフ場利用税	765,000	34,306	799,306
	7 自動車取得税	921,000	334,140	1,285,140
	8 軽油引 敬税	7,222,000	600,171	7,822,171
	9 自動車税	13,666,000	342,593	14,008,593
2 地方消費税清算金		43,649,860	1,750,500	45,400,360
	1 地方消費稅清算金	43,649,860	1,750,500	45,400,360
3地方讓与税		20,602,777	$\triangle$ 345,969	20,256,808
	1 地方法人特別讓与税	19,851,000	$\triangle$ 345,969	19,505,031
4 市町村たばこ税 調 女 女 女		199,324	$\triangle$ 178,441	20,883
<b>₹</b>	1 市町村たばこ税県交付金	199,324	$\triangle$ 178,441	20,883
5 地方特例交付金		303,000	12,294	315,294
	1 地方特例交付金	303,000	12,294	315,294
6地方交付税		206,550,000	3,005,161	209,555,161
	1地方交付税	206,550,000	3,005,161	209,555,161
8 分担金及び負担金		748,241	16,875	765,116
	1 分 担 金	77,708	3,783	81,491
	2 負 担 金	670,533	13,092	683,625
9 使用料及び手数料		15,177,946	10,434	15,188,380
	2 手 数 料	304,373	$\triangle$ 67,517	236,856
	3 証紙収入	2,242,745	77,951	2,320,696

11111111	# E	206,681,185	43,183,452	161,782,744	1,714,989	2,812,562	1,509,103	1,303,459	49,682	49,682	29,684,123	29,642,952	3,464,597	3,464,597	31,816,039	14,213,600	5,243,388	4,531,135	7,254,829	53,344,500	53,344,500	744,290,591
補 正 額	#	$\triangle$ 3,127,998	△ 841,021	$\triangle$ 2,131,497	$\triangle$ 155,480	225,744	△ 15,013	240,757	12,203	12,203	$\triangle$ 5,372,784	$\triangle$ 5,372,784	1,975,479	1,975,479	△ 422,450	△ 1,370	$\triangle$ 72,521	△ 81,884	△ 266,675	△ 2,634,300	$\triangle$ 2,634,300	454,749
補正前の額	田井	209,809,183	44,024,473	163,914,241	1,870,469	2,586,818	1,524,116	1,062,702	37,479	37,479	35,056,907	35,015,736	1,489,118	1,489,118	32,238,489	14,214,970	5,315,909	4,613,019	7,521,504	55,978,800	55,978,800	743,835,842
通			1国庫負担金	2 国庫補助金	3 委 託 金		1財産運用収入	2 財産売払収入		1 寄 附 金		2基金繰入金		1 繰 越 金		4 貸付金元利収入	5 受 託 事 業 収 入	6 収益事業収入	8 編 入		1 県 債	和
蒙		庫支出金				産 収 入			附		入 金		越金		収入					債		歳
		10 匡				11 財			12 春		13 繰		14 繰		15 諸					16 県		

		∓⊞	,731	,734	,486	,954	548,180	,135	,403	,372	,670	,369	,433	,903	,707	,455	,165	,325	,668	,679	131,978	,061	,356	,915	,536	,781	,473
	11111	千円 66.643.223	16,350,731	11,786,734	4,764,486	28,748,954	548	3,518,135	115,391,403	71,613,372	34,233,670	9,481,369	34,915,433	15,167,903	2,217,707	2,113,455	6,930,165	3,807,325	2,228,668	1,446,679	131	54,200,061	19,232,356	3,052,915	22,180,536	1,935,781	7,798,473
	補 正 額	←円 ←円 ~ 8.955.476		△ 30,385	△ 5,048	419,058	△ 121,707	8,365	2,274,542	2,245,749	$\triangle$ 232,603	261,396	$\triangle$ 1,033,953	219,971	△ 718,671	26,692	$\triangle$ 561,945	△ 78,178	△ 11,612	$\triangle$ 64,467	$\triangle$ 2,099	364,399	$\triangle$ 469,095	$\triangle$ 190,158	665,911	$\triangle$ 47,111	404,852
	補正前の額	年 → 75.598.699	25,576,490	11,817,119	4,769,534	28,329,896	669,887	3,509,770	113,116,861	69,367,623	34,466,273	9,219,973	35,949,386	14,947,932	2,936,378	2,086,763	7,492,110	3,885,503	2,240,280	1,511,146	134,077	53,835,662	19,701,451	3,243,073	21,514,625	1,982,892	7,393,621
			丰戸	實	讏	麒	實	黄		實	費	費		華	費	費	華		華	黄	費		争		費	費	奉
	項		務管理	恒	税	町村振興	澿	Ж		会 福 祉	童福祉	活 保 護		衆 衛 生	境衛生	境保全	Ӂ		政	業票無	働 委 員 会		辮	産業	抑	業	華
			1 総	<b>설</b>	3 後	#	選 2	<b>防</b>		1 社	2 児	3 生		1 %	2 斕	3 環	万		1 労	2 職	3 労		丰	2 率	3 農	4 林	5 米
扫	款	2 総		2		4	, L	9	3 民 生 費	<u> </u>	37		4 衛 生 費		54		47	5 労 働 費			3	6 農林水産業費	1	24	3	4.	47

Ċ	0	-

<del>+</del>	#	38,575,630	8,269,838	23,005,657	7,300,135	92,959,302	18,093,240	28,129,519	6,309,147	10,901,831	17,488,277	6,498,374	5,538,914	33,520,663	30,845,189	2,675,474	165,096,666	16,374,335	50,690,011	31,141,447	43,762,180	15,967,060	3,379,724	1,190,736	2,591,173	1,250,794	618,743	610,701	C FC
(単 上 領	##	$\triangle$ 328,325	51,433	65,204	△ 444,962	$\triangle$ 1,997,026	△ 55,852	$\triangle$ 1,262,680	△ 300,300	△ 331,902	△ 93,882	△ 352,374	399,964	△ 198,346	△ 209,684	11,338	1,451,256 1	$\triangle$ 164,133	709,691	590,970	74,834	328,866	$\triangle$ 71,496	11,336	$\triangle$ 28,812	$\triangle$ 2,277,008	$\triangle$ 1,362,597	△ 860,411	1
	##	38,903,955	8,218,405	22,940,453	7,745,097	94,956,328	18,149,092	29,392,199	6,609,447	11,233,733	17,582,159	6,850,748	5,138,950	33,719,009	31,054,873	2,664,136	163,645,410	16,538,468	49,980,320	30,550,477	43,687,346	15,638,194	3,451,220	1,179,400	2,619,985	3,527,802	1,981,340	1,471,112	
			量	費	曹		黄	黄	黄	震	氰	曹	甍		震	震		黄	華	費	争	萬	費	争	費		一	曹	
				業			重	£ 5	盐		画				型	働		務	校	校	校	学校	草	乍			農林水産施設災害復旧	害復旧	
Į(			辮		#		鮰	6	東	渱	11111111	₩	妝		讏	汩		縋			孙	換	教	*	抍		西殼多	$\approx$	
•				鉱			*	路橋	IIÍ		₩				傑	樑		橅	渎	計	≉	別支	414	健			木水産瓶	木糖酸	
			與	Н	観		41	ূ	河河	规	類	#	7 沿		耞	耞		教	小;	#	恒	*	; 社	,	8 +			2 +	
			1	2	က	暫	1	2	3	4	5	9	7	鄦	1	23	暫	1	2	3	4	2	9	7	8	黄	1	64	L
₩		Н				+								쬾			神									害復旧			
		7 商				8 土								9			10 教									11 🎘 🖫			

(	X	)

	金 額	≠用 1,073,062	98,732	39,476	32,456	1,518	25,282	259,477	6,389	253,088	40,000	40,000	674,853	674,853	1,822,735	1,374,844	266,539	794,560	313,745	447,891	87,492	188,656	70,749	100,994	1,337,932	18,500	13,500	5,000	474,644	5,798	468,846
. 繰越明許費補正	事業名			那覇県税事務所ワンフロア化事業	特定地域特別振興事業	平 和 の 礎 事 業	平和祈念資料館管理運営事業		通信施設改修事業	超高速ブロードバンド環境整備促進事業		沖縄振興特別推進交付金町村支援事業		不発彈等処理事業費			障害児者福祉施設等整備事業費	老人福祉施設整備事業費	介護基盤整備等基金事業		放課後児童クラブ支援事業	待機児童解消支援基金事業	待機児童対策特別事業	認定こども園施設整備事業			周産期保健医療体制強化支援事業	こども医療費助成事業		産業廃棄物対策費	公共関与事業推進費
第 2 表	項		1総務管理費					2 企 画 費			4 市町村振興費		6 防 災 費			1社会福祉費				2児童福祉費						1公衆衛生費			2環境衛生費		
(加 部)	款	2 総務費													3民生費										4衛生費						

額	ғн 54,681	17,075	17,088	15,518	5,000	790,107	664,200	125,907	309,914	24,443	24,443	285,471	21,864	263,607	5,411,959	1,331,770	1,237	30,017	357,567	325,559	407,998	209,392	965,333	864,270	61,799	39,264	1,782,314	13,000	7,190	14,800	129,931	18,993
事業名		放射能調查費	自然公園施設整備事業費(補助事業)	自然環境整備交付金事業	指定管理鳥獸捕獲等事業		医療施設近代化施設整備事業	有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業			雇用開発推進事業費		職業能力開発校整備事業(補助事業)	具志川職業能力開発校本館建替事業			運営費 (海洋深層水研究所)	海洋深層水研究所取水関連設備機能保全事業	農業研究センター名護支所施設整備事業	地域農業経営支援整備事業	災害に強い栽培施設の整備事業	含 蜜 糖 振 興 対 策 事 業 費		食鳥処理施設整備事業	家畜衛生試験場移転整備事業	中央家畜保健衛生所移転整備事業		土地改良調査計画費(単独事業)	かんがい排水調査計画費(補助事業)	かんがい排水調査計画費(単独事業)	不発彈等探查費	農地整備事業(単独事業)
通	3環境保全費					5 医薬費				1 労 政 費		2職業訓練費				1農業費							2 畜産業費				3 農 地 費					
濼									5 労働費						6 農林水産業費																	

金額	#	150,000	222,689	447,665	40,452	140,219	32,614	266,000	11,000	46,940	94,407	93,860	52,554	384,268	20,412	52,421	190,000	121,435	948,274	153,343	15,000	276,563	4,738	6,980	387,910	75,237	28,503	1,580,417	955,818	955,818	360,923	60,523	300,400
事業		国営土地改良事業県負担金	農業水利施設保全合理化事業	農業集落排水事業	農村集落基盤再編・整備事業	農業基盤整備促進事業 (交付金事業)	農地耕作条件改善事業	中山間地域所得向上支援事業	農地防災調査費	農村地域防災減災事業	団体営農地保全整備事業費	ため池等整備事業費	団体営ため池等整備事業費		森林計画樹立事業費	沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業	木造公共施設整備事業	治山事業費(交付金事業)		水産業構造改善特別対策事業費	漁港管理事業費	地域水産物供給基盤整備事業	指導監督事務費(補助金事業)	市町村等事業推進費(交付金事業)	水産物供給基盤機能保全事業	漁村地域整備交付金	水産流通基盤整備事業			航空機整備基地整備事業		工業研究施設整備費	沖縄クラウドネットワーク拡充事業
項														4 林 業 費					5水産業費										1商業費		2工 鉱 業 費		
蒙																												7 商 工 費					

款	通	Lmn/	事業名	金額
	3 観	光費		千円 263,676
			観光地形成促進地域推進事業	6,601
			環境共生型観光推進事業	26,100
			旭橋再開発地区観光支援施設設置事業	97,993
			沖縄コンベンションセンター保全修繕事業費	125,826
			文化発信交流拠点整備事業	7,156
8 上 木 費				14,415,178
	1 + *	管理費		2,458,186
			沖縄振興公共投資交付金 (道路管理課市町村事業)	1,421,861
			沖縄振興公共投資交付金 (港湾課市町村事業)	145,330
			沖縄振興公共投資交付金(都市計画・モノレール課市町村事業)	851,075
			応急対応費(都市計画・モノレール課)	1,375
			住宅・建築物安全ストック形成事業	30,801
			耐震不適格建築物基本調查	7,744
	2 道路橋り	りょう費		1,137,388
			道路橋りょう調査費(道路街路課)	115,023
			道路合帳整備費	7,325
			公共交通安全事業	335,697
			無電柱化推進事業	377,470
			効果促進事業(管理)	26,608
			県 単 道 路 維 持 費	16,360
			県単橋りょう補修事業費	15,795
			交通安全対策事業費	5,000
			無電柱化推進事業(要請者負担方式)	200,000
			県単沖縄都市モノレール道整備事業費(道路)	3,781
			沖縄振興公共投資交付金(道路)(効果促進)	8,316
			県 道 路 事 業 費	26,013
	3河川海	毎 岸費		1,106,915
			河川合帳整備費	18,000
			河 川 管 理 費	8,500
			河 川 維 特 費	89,664
			一般河川改修事業費	60,777

	金額	#	24,327	19,385	3,880	32,460	58,800	10,000	73,500	43,202	61,088	338,200	68,830	97,184	99,118	2,213,799	32,282	141,329	1,326,212	62,369	65,000	7,200	124,479	000,96	78,500	57,874	2,153	4,296	208,900	7,205	3,327,215	27,328	104,188	57,851
E	継		時河川等整備事業費	堤 改 良 事	岸老朽化対策事業	岸整備	岸老朽化対策事業費(防災・安	事 財	合流域防災事業費(砂	傾斜地崩壞対策事業	合流域防災事業費(急傾斜地	然災害防止事業費(砂防等	岸。砂防台帳整備	岸。砂防管理	岸 • 砂 防 維 持		湾維持管理事業	湾調査	那覇港における人流・物流拠点港湾整備事業	(港湾)		中城湾港新港地区物流拠点化促進調査	中城湾港新港地区物流拠点化促進整備事業	中城湾港新港地区物流機能強化等整備事業	島利便施設整備事	単 港 湾 施 設	湾海岸維持管理事業	湾 海 岸 調 査	湾海岸老朽化対策事業	単 海 岸 施 設		市 計 画 策 定	市 計 画 基 磯 調	古広域公園基本設計等事業
	項		1													港湾															都市計画			

款	河		事業名	金額
			用作业的分别的现实形式的水平十里品	田子 600
			<ul><li>単二乙父国穴帝核在之牙依記事来</li><li>ニュート・ボード・ボード</li></ul>	4,840
			景観形成推進事業	3,000
		· ·	市 街 地 開 発 事 業 費	296,024
		· ·	農連市場地区マチグヮー再生支援事業	45,578
			街路現況調査費	260
			街 路 管 理 費	15,432
			県 単 街 路 事 業 費	35,982
			都市モノレール効果促進事業	972,206
			県単沖縄都市モノレール道整備事業費(街路)	4,720
			モノレール関連施設維持管理費	23,890
			沖縄振興公共投資交付金事業費(街路)	1,480,284
			公園費(単独事業)	60,456
			公園費(公共投資交付金)	125,876
			公園費(長寿命化対策)	69,000
	6 住 宅	實		3,741,850
			住宅企画費(補助事業)	56,800
		J.	県営住宅建設費(社会資本)	1,450,968
			県営住宅建設費(単独事業)	46,936
		· ·	県営住宅建設費(公共投資)	1,113,026
			地域居住機能再生推進費	1,074,120
	7 空 港	颧		429,825
		J.	雕島空港交流拠点形成事業	7,825
		J.	下地島空港及び周辺用地の利活用促進事業	12,000
			県単離島空港整備事業費	410,000
10 教 育 費				4,486,845
	1教育総務	實		2,239,350
			公立学校施設整備事業(公共投資交付金)	2,239,350
	4 高等学校	##		1,827,990
			高等学校施設改装・改修事業費	74,000
			高等学校施設保全事業	21,779
			学校施設整備補助事業費 (騒音対策)	6,887
			学校施設整備補助事業費 (公共投資交付金)	363,190

金 額	# E	9,174	1,352,960	322,881	87,958	4,258	89,546	1,228	139,891	21,825	21,825	74,799	74,799	285,385	253,417	45,969	75,400	102,700	29,348	31,968	20,167	11,801	30,723,427
事業名		学校施設整備管理事業費 (公共投資交付金)	学校施設整備補助事業費 (交付金・超過負担)		特別支援学校施設改装・改修事業費	特別支援学校施設保全事業	施設整備補助事業費 (公共投資交付金)	施設整備管理事業費 (公共投資交付金)	施設整備補助事業費(交付金・超過負担)		灵 點 事 業 費		体育施設整備事業費			農地農業用施設災害復旧費(補助事業)	林地荒廃防止施設等災害復旧事業費	漁港漁場災害復旧事業費(補助事業)	漁港漁場災害復旧事業費(単独事業)		県単河川等災害復旧事業費	都市災害復旧事業費	
通		,		5 特別支援学校費						6 社会教育費		7保健体育費			林水産施	災害復旧費				大	災害復旧費		111111111111111111111111111111111111111
斄														11 災害復旧費									⊲□

家	<b>闽</b>								
	禁			严			事業名	補正前の額	補正後の額
2 総	務費							∓⊞ 533,342	∓⊞ 6,500,000
		4	一一	「 村 打	市町村振興費	#1111		533,342	6,500,000
						1	沖縄振興特別推進交付金 ( 市 町 村 )	533,342	6,500,000
6 農	農林水産業費							3,476,088	9,022,505
		23	細	梱	業	뻾		154,084	213,482
						1	音産担い手育成総合整備事業費 ( 交 付 金 事 業 )	35,773	95,171
		3	丰成	料		暫		2,226,199	6,762,038
						I .	農地整備事業(補助金事業)	261,249	486,354
						I.	農地整備事業 (交付金事業)	217,183	635,663
						1	水 利	784,591	2,676,810
						1	施設整備付金事	239,249	662,324
							策	224,832	617,953
						I .	農山漁村活性化対策整備事業	369,245	1,486,602
							農地保全整備事業費	129,850	196,332
		4 4	*	継		暫		47,156	168,382
							治山事業費 (補助金事業)	47,156	168,382
		5 7	¥	浬	業	뻾		786,090	1,616,044
							水産環境整備事業	346,084	351,612
						I .	水産生産基盤整備事業	405,000	1,229,426
8 ±	木費							13,997,518	29,313,357
		1	Ŧ	木管	団	艶		2,122,563	3,810,848
						I .	公共投資交 S課市町村事	1,994,339	2,844,480
							縄振興公共投資交付 下水道課市町村事業	42,206	639,624
						ı	沖縄振興公共投資交付金 (住宅課 市町 村 事業)	86,018	326,744
		27	超路	道路橋り	بر ت	震		5,037,761	12,773,505

補正後の額	∓H 1,755,946	3,355,303	1,193,333	3,267,187	2,251,736	950,000	2,502,330	35,136	520,133	1,020,961	563,104	304,677	58,319	3,640,733	997,600	1,767,142	305,991	4,602,104	1,112,927	1,277,945	1,983,837	1,886,357	297,903	257,358	257,358	45,766,854	
補正前の額	∓⊞ 361,822	2,770,939	985,000	490,000	230,000	200,000	1,408,799	18,000	368,469	420,530	431,808	162,992	7,000	1,759,519	720,000	228,000	241,519	3,361,396	803,164	347,000	307,480	210,000	284,303	243,758	243,758	18,924,340	
事業名	道路防災保全事業	沖縄都市ホノワール道 整 価 車 攀 春 ( 追 路 )	域連携道路事地域高規格道	1.14.7	沖縄振興公共投資交付金 道路 別	社会資本整備総合交付金( 泡 瀬 エ 区 )		河 川 調 査 費	十二	縄振興公 河	社会資本整備総合交付金 河 河 川 )	地すべり対策事業費	海岸・砂防調査費		改	<ul><li>沖縄振興公共投資交付金</li><li>( 港 湾 )</li></ul>	社会資本整備総合交付金 ( 港 湾 )		沖縄都市モノレール道 整備事業費(街路)	社会資本交布		公共離島空港整備事業			教職員住宅耐震等対策事業費		
項							3河川海岸費							4 港 湾 費				5 都市計画費			7 空 港 費			1教育総務費		1111111	
款																							10 教 育 費			⟨□	

		₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	54
		∓⊭ 200,968	162, 854
	額	2(	16
	度		
범	砂		
a 口			
植			
仁		10 E	10 E
蚎		英英	英芸
餌		30年』 34年』	30年1 34年1
置務	觯	平成30年度から 平成34年度まで	平成30年度から 平成34年度まで
靊		ie ( ie (	161 161
表			
က	100/	設一季	ま地区内賃貸工場等」 定 管 理 粋
無	闽	福里	出開
		蕪	有
			区内
加)		空定	ま定地
	#	煮	50 80
型		一種	った

		お 半 少 黒 湯		田里 七田 年順歩	関歴効問は、160回	期間を含め30年以	内とする。	償還方法は、元利	均等、元金均等等	による。	ただし、財政の都	合により、据置期	間中であっても繰	上償還し、償還年	限を変更し、又は	借り換えることが	できる。														
				年100円件	十 5 8 次 5	(ただし、	利率見直し	方式で借り	入れる資金	について、	利率の見直	しを行った	後において	は、当該見	直し後の利	₩ ()															
世 埋		お作の古法	71 C / X 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	(共十二年)	(18 A J) (5)	73,200 証書借入又	は証券発行	による。	641,100 発行価格が	額面金額を	下回るとき	747,200 は、その発	行差額をう	1,193,100 めるため必	47,000 要な金額を	これに加算	した金額と	することが	<b>できる。</b>	(借入時期)	平成29年度。	ただし、事	業その他の	都合により、	その一部又	は全部を後	年度に繰り	延べて起債	することが	<b>ふまる</b> 。	
地方債		額	11111111	+ 100	2,311,100	73,200	272,900	13,596,700 による。	641,100	23,400	163,600	747,200	1,414,700	1,193,100	47,000	487,800	27,775,600														53,344,500
4 表		度	補正額	±+ 000 <	00c,00e △	△ 17,700	81,500	△ 529,700	△ 287,000	5,700	△ 9,700	△ 74,300	$\triangle$ 125,100	△ 60,000	△ 30,100	△ 363,200	△ 324,400														55,978,800 \triangle 2,634,300
無	;	函	補正前の額	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	3,211,400	90,900	191,400	14,126,400	928,100	17,700	173,300	821,500	1,539,800	1,253,100	77,100	851,000	28,100,000														55,978,800
		9 日	I	おかける由来		ードナドー	<b>吳整備事業</b>	業	業推進費	進事業費	能力開発校 替 事 業	7一名護支所備 事業	営住宅建設事業	整備事業	整備事業	業	対策債														1111111
	(変 更)	<b>少 暑 母</b>	Ĭ	/ 非三年要许 無法	(作) 有	<ul><li>那覇バスター</li><li>整備事事</li></ul>	社会福祉施設整備事業	公共事	公共関与事業推進費	雇用開発推進事業費	具志川職業 本 館 建	農業研究センター名護支所 施 設 整 備 事 業	県営住宅	県単河川等整備事業	中学校施設整備事業	災害復	臨時財政														⟨□

## 平成29年度沖縄県下地島空港特別会計補正予算(第2号)

平成29年度沖縄県下地島空港特別会計の補正予算 (第2号) は、次に定めるところによ

K

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から86,125千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ362,569千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し

て使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

	#=	+H 343,450	343,450	7,600	7,600	362,569	1111	<del> </del>	362,569	362,569	362,569
出	<b>横</b> 正 額	+H △ 68,925	△ 68,925	△ 17,200	△ 17,200	△ 86,125		4 正 3	$\triangle$ 86,125	△ 86,125	△ 86,125
出予算補	補正前の額	∓用 412,375	412,375	24,800	24,800	448,694	おいまり	補止則の額	448,694	448,694	448,694
人懸			4		重						
表談、	通		会計繰入			111111111111111111111111111111111111111	四	平		栽	11110
第 1 3			1 一般		1 県	√□				1 紀	<π
		金		債		$\prec$			實		丑
	禁	$\prec$					禕	談	*		
$\prec$		薬		些		搬	丑		#		ゼ
搬		ဂ		9			搬		_		

	額	千円	15,000	15,000	15,000	15,000
	④					
表 繰越明許費補正	事業名				下地島空港及び周辺用地の公民連携有効利用促進事業	
	型		ah .	1 空 港 費		1111111
(道加)	禁		1 土 木 費			4

		海浦の七江	見述 グルム		償還期間は、据置	期間を含め30年以	内とする。	償還方法は、元利	均等、元金均等等	による。	ただし、財政の都	合により、据置期	間中であっても繰	上償還し、償還年	限を変更し、又は	借り換えることが	できる。														
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			年5%以内	(ただし、	利率見直し	方式で借り	入れる資金	について、	利率の見直	しを行った	後において	は、当該見	直し後の利	(幸															
世 世		お信の七法	延良 グルム		(借入方法)	証書借人又	は証券発行	による。	発行価格が	額面金額を	下回るとき	は、その発	行差額をう	めるため必	要な金額を	これに加算	した金額と	することが	できる。	(借入時期)	平成29年度。	ただし、事	業その他の	都合により、	その一部又	は全部を後	年度に繰り	延べて起債	することが	できる。	
地方債		額	111111111111111111111111111111111111111	#	7,600																										7,600
₩ ₩		度	補正額	₩	△ 17,200																										△ 17,200
細	;	函	補正前の額	#	24,800																										24,800
		明	I		整備事業																										111111
	(変更)	日	K		下地島空港整備事業																										⟨□

## 平成29年度沖縄県下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成29年度沖縄県下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによ

K

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から1,946,878千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ11,003,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越し

て使用することができる経費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

	111111111111111111111111111111111111111	+# 5,552,351	5,552,351	3,402,243	3,402,243	954,344	954,344	201,622	201,622	794,600	794,600	11,003,888		11111111	4用	9,602,713	9,602,713	11,003,888	
4 正	補正額	+H △ 192,795	△ 192,795	△ 992,000	△ 992,000	$\triangle$ 12,500	$\triangle$ 12,500	$\triangle$ 569,183	△ 569,183	△ 180,400	△ 180,400	$\triangle$ 1,946,878		補正額	升	$\triangle$ 1,946,878	$\triangle$ 1,946,878	△ 1,946,878	
出子	補正前の額	<sup>+</sup> 円 5,745,146	5,745,146	4,394,243	4,394,243	966,844	966,844	770,805	770,805	975,000	975,000	12,950,766		補正前の額	#	11,549,591	11,549,591	12,950,766	
第1表 歳入歳	項		1 負 担 金		1国庫補助金		1 一般会計繰入金		1 繰 越 金		1 県 債	合計		画			1都市計画費	台	
人	萘	1 分担金及び負担金		3 国庫支出金		5 繰 入 金		6 繰 越 金		8 県 債		歳入	丑	桊		1 土 木 費		難	

	金額	HH	1,020,871	1,020,871	66,902	715,827	115,865	24,202	69,164	28,911	1,020,871
繰 越 明 許 費 補 正	事業名				流域 下間板 興級 與	中部流域下水道建設費(社会資本整備総合交付金)	海消域工	中城湾南部流域下水道建設費	下水道建設改良費	公共下水道建設費	
第 2 表	層	1	町	1都市計画費	<u></u>	# -	<u>+</u>	#	<u> </u>		111111111111111111111111111111111111111
(道 加)	赖	-	1 + +								⟨п

-24 -

		+H 10,200	9,000
		1	Ο,
	額		
	赵		
	mb/		
出	⑭		
華工			
植			
个			
型	围	平成29年度から 平成30年度まで	平成29年度から 平成30年度まで
餌	H	東東東	東東
怒	崩	£29⁴ £30⁴	₹294 ₹304
重	+	以 本 本 成 の の の の の の の の の の の の の	**
1.15.2			
表		#hr/	#1m/
γnp (C)	hm/	売	1 0 1
無	項	重	担
		*	<b>水</b>
		<u>⊬</u>	消域
_		中城湾流域下水道建設費	中城湾南部流域下水道建設費
白	垂	技術	海河
!!		± ₩	年

$\widehat{\mathbb{H}}$	_			F	,	<u> </u>			
#	6		15	函	搟	額	お体の七次	4	北半の黒夢
m′	3		2		****	11111111	処頂の力な		京をランル
÷	押	Ħ	#	日十 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	## 180 400	704 600	(年7 七年)	年5%以内	報告 さい 日曜 家
,	Ą	Į.	K		1				
							<b>計書借入</b> 人	(たたし、	期間を含め40年以
							は証券発行	利率見直し	内とする。
							12 £ 5.	方式で借り	償還方法は、元利
							発行価格が	入れる資金	均等、元金均等等
							額面金額を	たっいて、	による。
							下回るとき	利率の見直	ただし、財政の都
							は、その発	しを行った	合により、据置期
							行差額をう	後において	間中であっても繰
							めるため必	は、当該見	上償還し、償還年
							要な金額を	直し後の利	限を変更し、又は
							これに加算	*	借り換えることが
							した金額と		できる。
							することが		
							うみる。		
							(借入時期)		
							平成29年度。		
							ただし、事		
							業その他の		
							都合により、		
							その一部又		
							は全部を後		
							年度に繰り		
							延べて起債		
							することが		
							できる。		
		11111111		975.000	A 180 400	704 600			

# 平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成29年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から40,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11,932千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の裁項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

出予算補正	補正前の額 補 正 額 計	÷н †н †н 36,090	$36,090$ $\triangle$ $35,379$ $711$	15,842 $\triangle$ 4,621 $\square$ 11,221	14,621 $\triangle$ 4,621 10,000	$51,932$ $\triangle 40,000$ $11,932$	神上 部	4 比 3	$\triangle 40,000 \boxed{11,9}$	$51,932$ $\triangle 40,000$ $11,932$	$51,932$ $\triangle 40,000$ $11,932$
第1表 歳入歳	断	<b>₹</b> ₽	1 繰 越 金	Y	2 貸付金元利収入	入 合 計	智		業費	1 水 産 業 費	出
歳入	禁	1 繰 越		2 諸 収		歳	田	<b>添</b>	1 農林水産業費		裁

# 平成29年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業

### 特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度沖縄県中城湾港(新港地区)臨海部土地造成事業特別会計の補正予算(第1

号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から15,242千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれ ぞれ1,723,439千円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

艦	ıнз	$\prec$			無	_	表		ゼ	$\prec$	毛	H 子 藥	## ##	범				
		和令	蔌					严			. `	補正前の額		種	正額		111111111	
1	五	1 産	以	7 7								千円 705,238	± ± 38		<sub>千円</sub> 965,447	ғн 47	<sub>千円</sub> 1,670,685	∓н ,685
					Н	$\blacksquare$	展	剰	用収	7 7		41,767	37	◁	22,103	)3	19	19,664
					2	$\equiv$	梱	売	払収	7 7		663,471	7.1		987,550	20	1,651,021	,021
2	嫐	n#L	類	④									-		52,711	=	52	52,712
					Н	骤		文章		金			1		52,711	11	52	52,712
4	些	mt/		使								1,033,400	00	□ 1,	1,033,400	00		0
					Н	账				債		1,033,400	00	$\triangleright$ 1,	△ 1,033,400	00		0
		難		X		⟨□			11111111			1,738,681	31	$\triangleleft$	15,242	12	1,723,439	,439
盤	iH2\$	丑																
		405	耧					严			.`	補正前の額		無	正額		111111111111111111111111111111111111111	
7	#	1,1	H	#								- 60	田 1			田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	90	千円
_		e	-1	K								32,411	1		006,6	2	00	00,437
					-	Н	争	鉄	継	黄		92,417	17	7	△ 5,960	99	98	86,457
2	4	21	重	黄								1,646,264	34	7	△ 9,282	32	1,636,982	,982
					Н	$\Leftrightarrow$		無		争		1,646,264	34	~	△ 9,282	32	1,636,982	,982
		謋		丑		<Π			11111111			1,738,681	31	<	△ 15,242	12	1,723,439	,439

		償還の方法		償還期間は、据置	期間を含め30年以	内とする。	償還方法は、元利	均等、元金均等等	による。	ただし、財政の都	合により、据置期	間中であっても縁	上償還し、償還年	限を変更し、又は	借り換えることが	できる。														
		<b>季</b>		年5%以内	(ただし、	利率見直し	方式で借り	入れる資金	について、	利率の見直	しを行った	後において	は、当該見	直し後の利	奉)															
1 構正	Ī	起債の方法		(借入方法)	証書借入又	は証券発行	による。	発行価格が	額面金額を	下回るとき	は、その発	行差額をう	めるため必	要な金額を	これに加算	した金額と	することが	できる。	(借入時期)	平成29年度。	ただし、事	業その他の	都合により、	その一部又	は全部を後	年度に繰り	延べて起債	することが	できる。	
地方債		額	量	0																										0
2 表		赵	備比額 ff	$\triangle$ 157,600																										$\triangle$ 157,600
無		日本 日	備止削の額 ←円	157,600																										157,600
		0 目 的		新港地区)1治成事業																										丰
	(変)	起債の		中城湾港 (新港地区) 臨海部 十 按话成中 業																										√□

## 平成29年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計

### 補正予算 (第1号)

平成29年度沖縄県中城湾港(新港地区)整備事業特別会計の補正予算(第1号)は、氷 に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

-31 -

	額	ғн 275,598	275,598	275,598	275,598
	₩	27	27	27	27
	₹Ħ				
				曹	
				票	
끸				設整	
推	盔			施	
貫	無			貀	
計	lede:			鰲	
温	曲			妝	
陸				/ 2	
嫰				中被	
表			丰	ш	
_					
紙	斑		汽		111111111
			1		
		nh-	-		-
		丰			
加)	蔌	*			∢□
(追		#			

# 平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計補正予算

### (第1号)

平成29年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

### (繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

	額	≠H	148,879	148,879	148,879	148,879
			148	148	148	148
	④					
•					ン業	
					4	
					女華	
ᄖ	8					
権	**				ン成	
貫	継				$\equiv$	
======================================	<del>      </del>				マ造	
温	1=111				拠	
超					汽型	
椞					211	
表					##	
-				震		
無	画			渱		11111111
•				4141		11111111
				1 港		
		:	骶			
	*		+			<п
加)	禁		+1			
900			1			

# 

### 特別会計補正予算 (第1号)

平成59年度沖縄県中城湾港(泡瀬地区)臨海部土地造成事業特別会計の補正予算(第1

号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

箱 手用 手用 266,500 266,500 266,500 266,500
266, 266, 266, 266, 266, 266, 266, 266,
4
4年
- 判
世 4 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
<b>  た                                   </b>
┃ ╆ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │ │
4521
<b>表</b>
TR#~\
<b></b>   1m/
無 点 準
搬
#本
#1

### 平成29年度沖縄県公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成29年度沖縄県公債管理特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から650,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ92,420,641千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

-37 -

		千円 241	==	П			+⊞ 341	Ξ	- 1
	11111111	<sub>千円</sub> 74,320,641	74,320,641	92,420,641		11111111	<sub>千円</sub> 92,420,641	92,420,641	92,420,641
	1111111	74,	74,	92,		11111111	92,	92,	92,
	額	±± 0000,	650,000	650,000		額	± ⊕ 000,	650,000	650,000
描	凷	## △ 650,000	△ 650	△ 650		出	## △ 650,000	△ 650	△ 650
補 ī	舞					舞			
葽	ハ額	<del>тн</del> 74,970,641	74,970,641	93,070,641		の額	∓н 93,070,641	93,070,641	93,070,641
出予	補正前の額	74,97	74,97	93,07		補正前の額	93,07	93,07	93,07
競	*		6.1			*			
$\prec$			人					长	
搬	連		標準	1111111		km/		争	11111111
表	177		贵			連			
-			1	√□				4	√□
無		倒	1				暫	1	
		41		X			1477		丑
	र्ष	$\prec$				耧	重		
۲		螺		羰	丑		K		獭
瓣		1			瓣		1		

発 行 所

総務私学課

電話番号 098-866-2074

沖 縄 県 総 務 部 印 刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号